



災害時における要配慮者支援に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）と社会福祉法人長野県社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、災害時における要配慮者支援に関して次のとおり協定を締結し、乙は、この協定において、長野県災害福祉広域支援ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）の構成団体のうち災害派遣福祉チーム（以下「チーム」という。）を構成する別記の団体（以下「構成団体」という。）を代表する。

（目的）

第1条 この協定は、協議会が設置するチームの派遣に関して必要な事項を定める。

（チームの派遣要請等）

第2条 甲は、大規模災害発生時において、避難所、福祉避難所、その他要配慮者を受け入れる施設（以下「避難所等」という。）に対する支援活動を行う必要があるときは、乙に対してチームの派遣を要請することができる。

2 前項の派遣要請は、被災市町村からの支援要請を受けまたは甲の状況判断により行うものとする。

3 乙は、甲から派遣要請を受けたときは、速やかに派遣の可否を決定する。

4 甲が乙に要請するチームの派遣先は、原則として長野県内とする。ただし、長野県外で災害が発生し、甲及び乙が派遣の必要を認めるときは、長野県外への派遣を要請することができる。

（チームの活動内容）

第3条 チームは、被災地域の避難所等において、次の各号に掲げる活動を行う。

(1) 先遣調整班 被災市町村や避難所管理者との連携、他職種との連携、災害時要配慮者へのアセスメント、災害対策本部や県との連絡調整、企画調整班の派遣調整等

(2) 企画調整班 災害時要配慮者へのアセスメント、福祉避難所等への誘導、相談支援、避難所内の環境整備、他職種との連携、被災地域の社会福祉施設等との連携等

（派遣等に要する費用）

第4条 甲の要請に基づくチームの派遣に要する費用のうち、災害救助法支弁対象となる費用（以下「支弁対象費用」という。）については、同法の定めるところにより甲が負担する。

2 前項の支弁対象費用以外の費用及びチームの運営、管理等に係る費用の負担については、甲乙協議の上、別に定める。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、この協定の締結の日から平成

32年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲、乙のいずれからも何らかの意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定める。

以上のとおり協定した証として、この証書2通を作成し、甲乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成31年2月6日

甲 長野県

知事

阿部 奇



乙 社会福祉法人長野県社会福祉協議会

会長

藤原 忠彦



別記

長野県社会福祉法人経営者協議会

会長 佐藤 正雄

長野県救護施設協議会

会長 宮島 利広

一般社団法人長野県高齢者福祉事業協会

会長 萱垣 光英

長野県老人保健施設協議会

会長 上條 節子

特定非営利活動法人長野県宅老所・グループホーム連絡会

理事長 宮島 渡

長野県身体障害者施設協議会

会長 佐藤 正雄

一般社団法人長野県知的障がい福祉協会

会長 宮下 智

せいしれん

会長 中村 美恵子

一般財団法人長野県児童福祉施設連盟

会長 西村 武

公益社団法人長野県社会福祉士会

会長 萱津 公子

公益社団法人長野県介護福祉士会

会長 柳澤 玉枝

長野県精神保健福祉士協会

会長 夏目 宏明

特定非営利活動法人長野県介護支援専門員協会

会長 小林 広美

一般社団法人長野県医療ソーシャルワーカー協会

会長 植竹 日奈

特定非営利活動法人長野県相談支援専門員協会

代表 橋詰 正

公益社団法人長野県看護協会

会長 松本 あつ子

社会福祉法人長野県社会福祉協議会

会長 藤原 忠彦